

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和7年12月2日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	☐ 知事	☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県	
3. 市区町村名	三次市	
4. 届出番号	9	
5. 独自利用事務の事例番号	108-1	
6. 独自利用事務の対象者	精神障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和3年3月26日	
8. 保護評価の実施の有無	2. 無 ※対象人数が1,000人未満であるため実施は義務付けられない	▼
9. 評価書番号		
10. 保護評価書の名称		
11. 保護評価書のURLリンク		
12. 委任関係	▼	

執行機関名 三次市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	三次市精神障害者医療費支給条例(令和3年三次市条例第3号)による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表の項	117	
③ 利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	144	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第31の項 三次市精神障害者医療費支給条例(令和3年三次市条例第3号)による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	三次市精神障害者医療費支給条例第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の(福祉の増進を図る)とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、(精神障害者)に対し、医療費の一部を支給することにより地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、(保健の向上及び福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		三次市精神障害者医療費支給条例施行規則

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号	三次市精神障害者医療費支給条例施行規則 第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 146 条 項 1 号 リ	三次市精神障害者医療費支給条例施行規則 第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--